

第1章 総則

(規約の適用)

第1条 フリービット株式会社（以下「当社」といいます。）は、この freebit cloud CAMPASS サービス規約（見積書及びサービス仕様書を含みます。以下「規約」といいます。）により、freebit cloud CAMPASS（以下「本サービス」といいます。）を提供します。

(規約の変更)

第2条 当社は、この規約を変更することがあります。この場合の料金その他の提供条件は、変更後の規約によります。

(通知)

第3条 当社から契約者への通知は、電子メール、書面の郵送または当社ホームページ上での掲載等、当社が適当と判断する方法により行うものとします。

- 前項の通知は、当社が当該通知の内容をホームページ上に表示した時点または電子メール若しくは書面等が当社より発信等された時点より効力を生じるものとします。

(協議)

第4条 この規約に定めのない事項については、電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）その他の法令によるほか、当社と契約者との協議によって定めます。

(用語の定義)

第5条 この規約で使用する用語の意味は、次のとおりとします。

指定機器

本サービスを利用するために必要な機能を搭載したネットワークカメラ等の機器

本サービス

ネットワークに接続された指定機器に割り振られたグローバル IP アドレスと当社が運営するクラウドサービスとを当社が指定する通信回線を用いて接続し、指定機器からの情報を閲覧、保管するサービス

電気通信事業者

電気通信事業を営むことについて、電気通信事業法第 9 条の登録を受けた者、同第 16 条の規定による届出をした者

電気通信設備

電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備

本サービス契約

当社との間で、本規約をその内容として締結される契約

契約者

本サービスの提供を受けるために当社と本サービス契約を締結した方

個別契約

本サービス契約において、契約者と当社との間の 1 つのプラン毎の申込に対し成立する個々の契約

契約者提供サービス

本サービスを利用して契約者が主体となって提供する一般向けインターネットサービス

契約者回線

契約者が指定機器を電気通信事業者の通信サービスを経由して本サービスに接続するための接続回線

利用者

契約者が契約者提供サービスの利用を認めた方

消費税相当額

消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定に基づき課税される消費税の額及び地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定に基づき課税される地方消費税の額に相当する額

第2章 サービス

(契約の単位)

第6条 契約者の当社に対する 1 つのプランの申込毎に、1 つの個別契約が締結されるものとします。

- 当社と本サービスの契約を締結できる方は、原則として法人格を持つ団体またはそれに準じる団体に限ります。
- 当社は、個別契約に基づき、契約者に本サービスを提供します。

(サービスの詳細)

第7条 本サービスの詳細はサービス仕様書（以下「仕様書」といいます。）に定めるとおりとします。

(利用開始日)

第8条 本サービスの利用開始日は、当社が第 18 条（申込の承諾等）3 項に定める設定完了通知書に記載の提供開始日を利用開始日とします。

(課金開始日)

第9条 本サービス料金は前条（利用開始日）に定める利用開始日の属する月の翌月 1 日を課金開始日とします。

(最低利用期間)

第10条 本サービスには最低利用期間があります。最低利用期間は、個別契約毎に、前条の課金開始日から起算して 1 年間とします。

(契約更新等)

第11条 本サービスは、前条（最低利用期間）に定める最低利用期間満了後、1 ヶ月単位で契約が更新されるものとします。更新後の契約期間は、最低利用期間満了日の翌月初日から起算して 1 ヶ月とし、第 25 条（当社が行う契約の解約）または第 26 条（契約者が行う契約の解約）による解約がなされない場合は、継続利用期間満了後、更に 1 ヶ月に延長されるものとし、以後も同様とします。

(サービス提供区域)

第12条 本サービスの提供区域は、日本国内とします。

(指定機器及び契約者回線)

第13条 契約者は自らの責任と費用において、本サービスの利用に必要な指定機器及び契約者回線を自ら調達し管理するものとします。なお、当社は、指定機器の取扱い事業者を紹介することがあります。この場合において、当該事業者からの指定機器の調達は、契約者の責任において行うものとします。

- 当社は、技術的必要性がある場合には、本サービスの利用のために必要または適した指定機器及び契約者回線を推奨することがあります。この場合、推奨された指定機器及び契約者回線の採否は契約者の責任において行うものとし、当社は、当該推奨による責任を負担しないものとします。

(ID 及びパスワード)

第14条 当社は、契約者に対し、当社が本サービス内で利用するソフトウェアへのアクセス権限として、ID とパスワードを付与するものとします。

- 契約者は、当社から発行された本サービス利用のための ID 及びパスワード管理の責任を負います。又、ID 及びパスワードを忘れた場合や盗まれた場合は、すみやかに当社に届け出るものとします。
- 契約者は、ID 及びパスワードの再発行が必要な場合には、

当社が定める方法により再発行の申請を行うものとします。

(ソフトウェアの利用)

第15条 本サービス内のソフトウェアのアクセス権限は、当社が管理する通信設備上において、契約者が本ソフトウェアを利用する非独占的な権限とします。

- 2 契約者は、方法の如何を問わず、本ソフトウェアのコピー、又は目的外利用をしないものとします。
- 3 契約者は、本サービスにおけるソフトウェアの利用には注意をもって行うものとし、利用のための操作及び結果についての責任はすべて契約者が負うものとします。契約者の不適切な操作の結果ソフトウェアが停止又は毀損した場合、当社は契約者に対して損害賠償を請求できるものとします。
- 4 本サービスにおいて利用を許諾するソフトウェアの著作権、所有権その他一切の権利が、当社又は当社が許諾を受けた第三者に帰属するものとします。

(プラン変更)

第16条 契約者は、個別契約の各プランの変更を申込みことができます。

- 2 契約者がプラン変更を申込み場合は、当社所定の方法により申込みものとします。なお、プラン変更は月に1回限り申込みが可能なものとし、変更後のプラン適用日は別途通知するものとします。
- 3 前項の申込みは毎月25日(土日祝日の場合は前営業日)までに当社が申込みを受付けた場合に限り当該月の申込みとみなします。
- 4 変更後の料金は申込みを受付けた翌月1日より適用されます。

第3章 契約の締結

(契約申込)

第17条 本サービスの契約の申込をしようとする方は、規約に同意のうえ、当社が別に定める発注書およびお客様情報登録申込書(以下「契約書類」といいます)に次の事項を記載して当社に提出するものとします。

- (1) 契約申込をする方の氏名又は商号及び住所又は居所
- (2) 本サービスの内容を特定するための事項
- (3) その他、当社が必要と定める事項
- 2 本サービスの契約の申込をしようとする方は、契約書類の他、次の書類を当社に提出するものとします。
 - (1) 商業登記簿謄本(写し)
 - (2) その他、当社が別に定める書類
- 3 契約者は、第37条(連絡担当者)に定める連絡担当者より、当社が別に定める方法に従い、当社に個別契約の締結を申し込むものとし、第18条(申込の承諾等)による当社の承諾によって個別契約が成立します。

(申込の承諾等)

第18条 当社は、本サービス契約の申込を承諾したときは、書面または電子メールにて通知します。

- 2 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その本サービスの申込を承諾しない場合があり、申込みを承諾しない場合は、速やかにその旨を通知するものとします。
 - (1) 本サービス契約の申込を承諾するために必要な電気通信設備の新設、改造、修理又は保守が当社の業務の遂行上又は技術上著しく支障があると認められるとき。
 - (2) 本サービス契約の申込をした方が、本サービスまたは当社サービスの料金、費用、割増金又は遅延損害金(以下「料金等」といいます。)の支払を怠り、又は怠るおそれがあるとき。

- (3) 本サービス契約の申込をした方が、当社又は本サービスの信用を毀損するおそれがある態様で当該サービスを利用するおそれがあるとき。
- (4) 契約申込書又は契約申込時提出書類に虚偽の記載のあることが判明したとき。
- (5) 本サービス契約の申込をした方が、日本国外に居住する場合。
- (6) 本サービス契約の申込をした方が、指定機器の一部または全部を日本国外に設置して本サービスを利用する又は利用するおそれがあるとき。
- (7) 本サービス契約の申込をした方が、当社のサービスについて過去に不適切な行為などにより契約の解約、または利用停止を受けたことがあるとき。
- (8) その他、当社の業務の遂行上、著しい支障がおこるおそれがあるとき。

- 3 個別契約締結の申込みに対する当社の承諾は、契約者に対する個別契約毎の提供開始日、申込内容・利用開始日及びユーザーIDとパスワード等を記載した設定完了通知書の送付をもって行うものとします。なお、当社は自己の裁量によって個別契約の締結を拒絶することができます。但し、正当な理由なしに任意の拒絶はできないものとします。
- 4 当社の基準により、本サービスの申込みをした方に本サービス契約締結時又は締結後に保証金の差入れを求めることがあります。

- (1) 保証金の額、支払方法は別途定めます。
- (2) 保証金に利息は付されません。
- (3) 本サービス契約が終了した場合には、保証金は返還されるものとします。ただし、契約終了時に契約者が当社に支払うべき残債務がある場合には、保証金は当該債務の全部又は一部の弁済に充当されるものとします。

第4章 権利の譲渡及び地位の承継

(権利の譲渡)

第19条 本サービス契約に基づいて本サービスの提供を受ける権利は、当社が特に認めた場合を除き、第三者に譲渡、利用者以外への再販売、又は担保の目的に供することができません。

(地位の承継)

第20条 契約者について合併があったときは、合併後存続する法人もしくは合併により設立された法人は契約者の本サービス契約上の地位を承継します。

- 2 前項の規定により契約者の地位を承継した方は、速やかに契約者の地位を承継したことを証明する書類を添えて、その旨を当社に届け出ていただきます。
- 3 前2項の規定は、契約者について会社分割があったときに準用します。

(商号等の変更)

第21条 契約者は、第17条(契約申込)に定めるお客様情報登録書記載事項に変更があったときは、速やかに書面により変更事項を当社に届け出るものとします。本項の場合に、当社は当該変更を証明する書面の提出を求められます。

- 2 契約者が前項の届出を怠ったことによる不利益について、当社は一切の責任を負わないものとします。

第5章 通信停止及び契約の解約等

(提供停止)

第22条 当社は、契約者が次のいずれかに該当する場合は、一定の期間(第1号の場合にあっては、その料金等が支払われるまでの間)を定めて、その本サービスの提供を停止する

ことがあります。

- (1) 支払期日を経過しても本サービスの料金等を支払わないとき
 - (2) 違法に若しくは違法となるおそれのある態様、又は明らかに公序良俗に反する態様において本サービスを利用したとき
 - (3) 前各号のほか、この規約の規定に違反する行為であって、本サービスに関する当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがある行為をしたとき。
- 2 当社は、前項の規定により本サービスの提供の停止をしようとするときは、あらかじめその理由、実施期日及び期間を契約者に通知します。但し、緊急やむを得ないときはこの限りではありません。

(提供中止)

第23条 当社は、次に掲げる事由があるときは、本サービスの提供を中止することがあります。

- (1) 当社及び当社が本サービスを提供するために利用する電気通信事業者の電気通信設備の保守又は工事のためやむを得ないとき
 - (2) 当社及び当社が本サービスを提供するために利用する電気通信事業者が設置する電気通信設備の障害等やむを得ない事由があるとき
- 2 当社は、前項の規定により本サービスの提供の中止をしようとするときは、あらかじめその理由、実施期日及び期間を本サービス契約者に通知します。但し、緊急やむを得ないときはこの限りではありません。

(通信の制限)

第24条 当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、もしくは発生するおそれがあるとき又は当社が設置する電気通信設備の障害その他やむを得ない事由により、本サービスの全部を提供できなくなったときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のために緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取扱うため、本サービスの利用を制限し、又は停止する措置を取ることがあります。その場合、当社は、一切その責任を負わないものとします。

(当社が行う契約の解約)

第25条 当社は、契約者が第22条(提供停止)第1項の規定により通信停止された場合で、かつ相当期間経過後もお同条第1項各号のいずれかに該当する場合は、本サービス契約及び個別契約を解約できるものとします。

2 当社は、契約者が第22条(提供停止)第1項各号及び第28条(契約者の義務)第1項各号及び2項各号のいずれかに該当する場合にその行為が当社の業務の遂行に著しく支障を及ぼすと認められるときは、通信停止を行わず直ちに本サービス契約及び個別契約を解約することができるものとします。

3 当社は、第1項の規定により本サービス契約及び個別契約を解約しようとするときは、あらかじめその旨を契約者に通知するものとします。

4 当社は、契約者が本サービスの料金等を支払わない場合、契約者に対し催告のうえ、本サービス契約を解約できるものとします。

5 当社は、契約者について、破産、民事再生又は会社更生法の適用申立その他これに類する事由が生じたことを知ったときは、本サービス契約を解約できるものとします。

6 当社は、契約者について、その財政状態が明らかに悪化しており、本サービスの料金の支払いやその他の債務の履行が困難と客観的かつ合理的根拠に基づき判断される場

合、あらかじめその旨を契約者に通知し、本サービス契約を解約できるものとします。

- 7 当社は、契約者について、契約者が、暴力団、暴力団員、暴力団関係団体、暴力団関係者その他反社会勢力(以下、「暴力団等」という。)であること、暴力団等であったこと、暴力団等が経営に関与していること等が判明した場合、本サービス契約を解約できるものとします。
- 8 本条により本サービス契約が終了した場合、個別契約も当然に解約されるものとします。
- 9 本条により本サービス契約が終了した場合、当社は、解約月の翌月末日までに当社設備に蓄積又は保管された情報又はデータ等の削除を行うものとし、当該行為における契約者及び利用者が被る被害等について一切の責任を負わないものとします。

(契約者が行う契約の解約)

第26条 契約者が本サービスの契約を解約しようとするときは、当社所定の方法により当社に通知するものとします。本サービス契約は、当社による当該解約希望通知の受領をもって解約されるものとします。

- 2 契約者は、その都合により個別契約の全部又は一部を解約することができるものとします。個別契約の解約を希望する場合、契約者は当社指定の方法により、当社へ解約を通知するものとします。
- 3 第1項及び2項の解約は、解約希望月の前月25日(土日祝日の場合は前営業日)までに解約希望通知を受領した契約は翌月末日で解約し、26日以降に受領した契約は翌々月末日の解約とします。
- 3 当社は、第1項、2項の解約希望通知受領による解約処理を解約日に実施するものとし、解約処理完了後は本サービスのご利用はできなくなります。
- 4 契約者は、当社について、破産、民事再生又は会社更生法の適用申立その他これに類する事由が生じたことを知ったときは、本サービス契約を解約できるものとします。
- 5 契約者は、当社について、当社が、暴力団、暴力団員、暴力団関係団体、暴力団関係者その他反社会勢力(以下、「暴力団等」という。)であること、暴力団等であったこと、暴力団等が経営に関与していること等が判明した場合、本サービス契約を解約できるものとします。
- 6 本条により本サービス契約が終了した場合、個別契約も当然に解約されるものとします。
- 7 本条により本サービス契約が終了した場合、当社は、解約日月の翌月末日までに当社設備に蓄積又は保管された情報又はデータ等の削除を行うものとし、当該行為における契約者及び利用者が被る被害等について一切の責任を負わないものとします。

第6章 当社及び契約者の義務等

(設備の修理又は復旧)

第27条 契約者は、本サービスの利用中において異常を発見したときは、自己の設備及び利用している指定機器に故障がないことを確認の上、当社に修理又は復旧の請求をするものとします。

(契約者の義務)

第28条 契約者は、利用者に対し、契約者提供サービスを提供するにあたって下記の項目に類似の条項を含んだサービスの条件等を定めた約款、利用規則等(以下「利用規則」といいます。)を作成し、利用者に同意及び遵守するよう要求するものとします。又、契約者が利用者となる場合は本項を同意及び遵守するものとします。

- (1) 本サービスは、利用者が期待する特別の機能・性能・価値を有すること、又は、利用者の特定の目的・効果・利

益その他の要求を満足することを保証するものではありません。

- (2) 利用者は、ネットワークを通じて取得した情報の利用について自ら責任を負うものとし、
 - (3) 利用者の個人情報司法機関等公的機関の要請がある場合には開示されることがあります。また、利用者の利用状況は個人の特定ができないような統計的情報として加工することを条件に、当社の用に供し又は第三者に提供することがあります。
 - (4) 利用者は、ID 及びパスワードが一致していることを当社が確認した場合には、その本サービスの利用が利用者によるものであるものとして取り扱うことに同意します。
 - (5) 利用者は、ID 又はパスワードを第三者に利用され、本サービスの利用があった場合、当社は利用者の故意無過失の有無にかかわらずその料金等を当該利用者に請求できるものとし、利用者が被る被害等について一切の責任を負わないものとし、但し、第三者による ID 又はパスワードの利用が、当社の責めに起因する場合にはこの限りではないものとし、
 - (6) 利用者は、本サービスの運用のため、接続情報等の個人情報を当社が獲得することに同意するものとし、
 - (7) 利用者は、その当時有効な当社の利用規則のほか、電気通信事業者の通信に関する約款、規則及び利用条件に従うものとし、
 - (8) 利用者が本サービスを利用するために必要となる設備(精密機器端末)については、利用者が自己の費用と責任において維持するものとし、
 - (9) 利用者は本サービスの適切な運用のため、契約者、電気通信事業者及び運送会社等委託先会社との間で、契約者の個人情報の授受を行うことを了承します。
 - (10) 利用者は、当社が、本サービスのサービスレベル維持の確認、利用状況の確認、データ保護のため、利用者のデータ領域に機械的にアクセスすることに同意するものとし、
 - (11) 本サービスで利用する指定機器による撮影や録音による映像情報(以下、「映像情報」といいます)には、被写体の個人情報にかかる映像情報が含まれる場合があります。指定機器の設置・撮影等については、利用者の責任において、個人情報保護法およびその他適用を受ける法令に従って適切な通知・掲示等のうえで、設置および撮影等を行うものとし、利用者、第三者との間で、個人情報の取り扱い等に関する紛争が発生した場合、利用者は自己の責任と費用で解決するものとし、
 - (12) 本サービスにおいて、利用者が登録したデータおよび指定機器より送付された画像データは、サーバー等の障害により消失する可能性がありますので、利用者が必要と判断されるデータについては、利用者の責任においてバックアップを取るものとし、なお、当社は、当該障害によるデータの消失に関して、当該データの復元は行わず利用者はこれに同意するものとし、また、当社は当該データの消失に起因する損害の補償を免れるものとし、
- 2 契約者は、利用者に対し、契約者提供サービスを利用するにあたって 1 項と併せ下記の禁止事項を定めた利用規則を作成し、利用者遵守するよう要求するものとし、又、契約者が利用者となる場合は本項を遵守するものとし、
- (1) 他人(当社を含みます。以下同様とします。)の知的財産権その他の権利を侵害する行為
 - (2) 他人の財産、プライバシー又は肖像権を侵害する行為
 - (3) 他人を誹謗中傷し、又はその名誉もしくは信用を毀損する行為
 - (4) 詐欺、業務妨害等の犯罪行為又はこれを誘発もしくは扇動する行為
 - (5) わいせつ、児童ポルノ・児童虐待にあたる画像もしくは

は文書等を送信し、又は掲載する行為

- (6) 薬物犯罪、規制薬物等の濫用に結びつく、もしくは結びつくおそれの高い行為
 - (7) 無限連鎖講(ネズミ講)を開設し、又はこれを勧誘する行為
 - (8) 自己の ID 情報を他人と共有し又は他者が共有しうる状態に置く行為
 - (9) 他人になりすまして本サービスを使用する行為(他の契約者の ID 情報を不正に使用する行為を含みます。)
 - (10) コンピュータウイルスなどの有害なコンピュータプログラムを使用、提供などする行為またはその恐れのある行為
 - (11) 違法な賭博・ギャンブルを行わせ、又は違法な賭博・ギャンブルへの参加を勧誘する行為
 - (12) 違法行為(けん銃等の譲渡、爆発物の不正な製造、児童ポルノの提供、公文書偽造、殺人、脅迫等)を請負し、仲介し又は誘引(他人に依頼することを含む)する行為
 - (13) 人を自殺に誘引又は勧誘する行為、又は他人に危害の及ぶおそれの高い自殺の手段等を紹介するなどの行為
 - (14) 犯罪的行為または犯罪的行為に結びつく恐れのある行為
 - (15) 日本国外に居住する者による本サービスの利用する行為
 - (16) 指定機器の一部または全部を日本国外に設置しての本サービスの利用する行為
 - (17) その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様でリンクをはる行為
 - (18) その他、法令もしくは公序良俗に違反し、又は他人の権利を著しく侵害する行為
 - (19) 前各号に該当するおそれがあると当社が判断する行為
- 3 利用者の行為に対するクレーム処理等はすべて契約者の責任で行うものとし、ただし、契約者がクレーム処理を行う上で、当社のサーバー等に蓄積されているデータが必要となる場合は、当社はその業務につき協力するものとし、
- 4 前項の利用者の行為に対する苦情、クレーム、発信者情報開示請求が当社に通知された場合、当社は必要な情報を付した上で契約者にその旨を通知するものとし、また、契約者は当該苦情等発信者に対し、当社が契約者の名前を開示することを承諾するものとし、

第7章 料金等

(料金及び計算方法等)

- 第29条 当社が定める本サービスの料金及び費用の計算方法は、規約に定める場合を除き仕様書又は見積書に規定するものとします。
- 2 当社は、当月初日から末日までを 1 料金月として料金を計算します。
 - 3 当社は、本サービス契約又は個別契約の解約月について、本サービス料金及びその他料金の日割り計算は行いません。また、当社は、すでに契約者が支払った料金がある場合、当該料金の払い戻しは一切行いません。
 - 4 第 1 項の料金及び費用は、当社が事前に通知または公表することにより変更されることがあります。

(初期料金の支払義務)

- 第30条 契約者は、本サービスの申込を行い、その承諾を受けたときは、初期費用を支払わなければなりません。

(月額料金の支払義務)

- 第31条 契約者は、当社が個別契約の申込みを承諾した場合、第 9 条(課金開始日)から発生する月額料金を支払うものと

します。

- 2 第22条(提供停止)、第23条(提供中止)により本サービスの利用が制限される場合においても、契約者は前項の義務を負うものとします。

(違約金の支払義務)

第32条 本サービスの個別契約には最低利用期間があります。最低利用期間は第10条(最低利用期間)に定めるものとします。

- 2 最低利用期間満了前に、当社の債務不履行又は天変地変等の不可抗力以外の原因により個別契約が終了した場合、解約月から最低利用期間までの月数に個別契約毎の月額料金を乗じた金額が違約金として発生し、解約された個別契約毎に契約者はこれを一括して当社に支払うものとします。

(料金等の支払い)

第33条 本サービスの料金等の支払方法は以下のとおりとします。

- (1) 当社は毎月末日をもって料金計算を締め、翌月10営業日までに請求書を発行します。
- (2) 契約者は当該請求額に当時有効な消費税等諸税を加え、当社が別途指定する指定銀行口座に銀行振込の方法により請求書受領月末日(末日が銀行休業日の時は前営業日)迄に料金等を支払います。
- (3) 当社は、指定銀行口座に変更がある場合は、支払期日の15日前までに契約者に通知します。

(利用者からの料金回収)

第34条 利用者の契約者提供サービスの利用料金の回収は契約者が行うものとし、当社は未回収又は不払いについての責任は一切負いません。

(契約者の不法行為)

第35条 契約者が料金の支払いを不正に免れた場合および利用契約に関する不法行為があった場合、その免れた金額のほか、その不正に関する調査および免れた金額の回収に要した費用ならびに当該不正または不法行為により当社に生じた損害金を当社が指定する期日までに契約者に支払っていただくことがあります。

(遅延損害金)

第36条 契約者は、本サービスの料金、費用又は割増金(以下本条においては「料金等」といいます。)を支払期日までに支払わないときは、所定の支払期日の翌日から支払済みまで、年14.5%の利率で計算した金額を遅延損害金として、本サービスの料金等の債務と一括して、当社が指定する方法で指定した日までに支払うものとします。

- 2 前項の支払いに必要な振込手数料およびその他の費用は、契約者の負担とします。

第8章 雑則

(連絡担当者)

第37条 当社及び契約者は、本サービスに関する担当主任を選任の上、相互に通知し、同主任に変更が生じたときも、速やかに通知するものとします。

- 2 当社及び契約者は、本サービス業務の遂行に関して、前項の担当主任を通じて相互に連絡するものとします。ただし、緊急の必要性がある場合は、この限りではありません。

(損害賠償等)

第38条 本サービスの提供に関し、当社の故意又は重過失により、契約者に損害を与えた場合、当該契約者からの書面による請求があれば、当社と当該契約者と協議の上、1ヶ月分の

月額利用料金の総額を限度として当該契約者が被った損害を賠償します。

- 2 当社の故意または重大な過失により本サービスの提供をしなかったときは、前項の規定は適用しません。
- 3 当社は、予見可能性の有無にかかわらず、間接損害、特別損害、偶発的損害、派生的損害、結果的損害および逸失利益については、一切責任を負わないものとします。
- 4 当社は、本サービスの特定目的に対する適合性、完全性、正確性、有用性を保証しません。また、本サービスを利用することによりアクセス可能な情報等については、一切の責任を負わず、契約者及び利用者の自己責任において利用するものとします。
- 5 当社は、契約者及び利用者が本サービスを利用することにより他者との間で生じたトラブル(利用者のアカウントが不正利用されたことを原因とするトラブルを含む)等に関して、一切責任を負わないものとします。
- 6 契約者は、本サービスの利用により、又はその利用に関連して引き起こされたいかなる第三者からの請求又は申立による損失から当社を保護し、当社に害を及ぼさないようにすることに合意していただきます。ただし、当該請求又は申立がもつばら当社の故意又は重過失を原因とする場合を除きます。

(サービスの変更・廃止)

第39条 当社は、都合により本サービスの全部又は一部を変更又は廃止することがあります。

- 2 当社は、前項の規定により本サービスの全部又は一部を廃止するときは、契約者に対し、事前に適宜の方法によりその旨を通知します。
- 3 第1項の規定により本サービスが廃止される場合、契約者は、当社に請求することにより、廃止に代えて他の当社サービスの提供を受けることが出来ます。当社は可能な限り代替となるサービスを用意するものとしますが、キャリアの都合による場合があることに契約者は予め同意するものとします。
- 4 当社は、キャリア、関係官庁又は関連法令の定めに従うことによって、本サービスの料金その他の提供条件について変更を行うことがあります。この場合、契約者は、当該サービスの変更に係る苦情若しくは申立又は救済措置の請求を行うことはできません。

(機密保持)

第40条 契約者は、本サービスに関して知り得た当社の機密情報(当社が提供したデータ、本サービスに関する情報等)を当社の事前の承諾なく第三者に開示せず、かつ本サービス契約の履行以外の目的のために利用しないものとします。

- 2 当社は、法律上または行政上の開示の要請がある場合には、当該要請を事前に契約者に通知した上で契約者情報を開示出来るものとします。但し当該要請に於いて、当該要請元から相手方への事前の通知をしないよう指示を受けた場合は、当該要請元の指示に従い契約者への通知をせずに開示することが出来るものとします。
- 3 本条は、次の各号のいずれかに該当する場合は適用しないものとします。
 - (1) 開示されたまたは知得したときにすでに公知であった情報。
 - (2) 開示されたまたは知得したときに既に自己が所有していた情報。
 - (3) 開示されたまたは知得した後に自己の責に帰し得ない事由により公知となった情報。
 - (4) 開示されたまたは知得した後に第三者から守秘義務を負うことなく適法に取得した情報。
 - (5) 開示または知得の前後を問わず独自に取得した情報。

ものとしします。

(適用日)

第47条 本規約の適用日は2019年3月1日からとします。

以上

(反社会的勢力の排除)

第41条 契約者は、当社に対して、次の各号の事項を表明し確約するものとしします。

- (1) 自らが、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者等、暴力・威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団または個人である反社会的勢力（以下、総称して「反社会的勢力」という）に該当せず、将来も反社会的勢力とならないこと。
- (2) 自らの役員（代表者、取締役または実質的に経営を支配する者）が反社会的勢力に該当せず、将来も反社会的勢力とならないこと。
- (3) 自らの業務委託先等として反社会的勢力を利用しないこと。
- (4) 自らまたは第三者を利用して、次の行為をしないこと。
 - ① 暴力的な要求行為
 - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - ④ 虚偽の風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
 - ⑤ その他前記に準ずる行為

2 当社は、本サービス契約の有効期間内に前項の確約事項のいずれかに反することが判明した場合には、契約者に責めに帰すべき事由があるか否かを問わず、契約者に対して何らの催告を要せずして、直ちに取引の全部または一部を停止し、または本サービス契約もしくは個別契約の全部または一部を解約することができるものとしします。この場合、取引の停止または本サービス契約もしくは個別契約の解約に起因しまたは関連して契約者に損害等が生じた場合であっても、当社は何ら責任を負わないとともに、当社に損害等が生じた場合、契約者に対する損害賠償請求は妨げられません。

(知的財産権)

第42条 本サービスで使用する文書、標章等、その他一切の知的財産に関する著作権、特許権、商標権その他の知的財産権は、契約者が登録された指定機器より当社に送信された画像データ等を除き、当社またはその原権利者が保有し、契約者に対して移転されることはありません。契約者は、当社を含む第三者の著作権、特許権、商標権その他の知的財産権を侵害しないことに同意しします。

(再委託)

第43条 契約者は、当社が本サービス提供の全部または一部の実施を第三者に委託する場合があることをあらかじめ承諾するものとしします。

(管轄裁判所)

第44条 本サービスに関する訴訟については、東京地方裁判所を第一審の管轄裁判所とします。

(残存)

第45条 本サービス契約が終了した場合であっても、本条、第4条（協議）、第19条（権利の譲渡）、第31条（月額料金の支払義務）乃至第36条（遅延損害金）、第38条（損害賠償等）、第40条（機密保持）、第41条（反社会的勢力の排除）2項、第44条（管轄裁判所）乃至第46条（準拠法）の規定は有効に存続するものとしします。

(準拠法)

第46条 本サービス契約規約の解釈については、日本法に基づく